平成２７年（フ）第５４４号
京都府宇治市宇治弐番22番地の３　ベルメゾン２番館206号
債務者　守部　純子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
岡山県津山市下横野1361番地３
債務者　松本　貴司
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１５号
香川県観音寺市柞田町甲1936番地　特別養護老人ホーム楽陽荘
債務者　加島　清子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第５５号
茨城県守谷市松前台５－１－８　ウインズＢ101号室、住民票上の住所茨城県守谷市松ケ丘６丁目22番地13
債務者　平尾　嶺典
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
茨城県龍ケ崎市貝原塚町3599番地８
債務者　米原　稔子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
茨城県守谷市大柏261番地の１
債務者　寺田　早苗（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
茨城県龍ケ崎市姫宮町255番地５
債務者　伊野ミラフロアーこと　ＩＮＯ　ＭＩ　ＬＡＦＬＯＲ　ＳＡＴＯＲＲＥ
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
茨城県取手市取手１丁目５番11号　つつじの郷307、前住所茨城県下妻市下木戸87番地１桜井アパート202号
債務者　原部　　博（旧姓見附）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１４９号
大阪府門真市速見町５番11―201号
債務者　久保　綾乃
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３１４号
大阪府枚方市上野２丁目４番１―129号
債務者　今道真由美
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３８６号
大阪府八尾市南本町６丁目６番63号
債務者　シール電子こと　塩月　義朗
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４０６号
大阪府高槻市萩之庄５丁目20番２―311号
債務者　福田　光惠
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５１５号
大阪市北区大淀北１丁目１番４号　グランディールハイツ405号室
債務者　桑原　政人
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６号
釧路市城山１丁目５番11号　菅原ビル５号室
債務者　高島　朝吉
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第８６号
釧路市文苑４丁目36番12号
債務者　野田ひとみ（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第５６７１号
東京都立川市羽衣町１丁目１－１―902
債務者　杉田　雅彦
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６７３号
東京都東久留米市下里２丁目２―25―103
債務者　目黒　光成
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部